

板橋区認知症徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱

(平成12年9月20日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、認知症により徘徊のある高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）を在宅で介護する者に対し、人工衛星による測位システム「GPS」を利用した位置情報専用探索機（以下「探索機」という。）により徘徊高齢者を探索する「板橋区認知症徘徊高齢者探索サービス事業（以下「事業」という。）」について必要な事項を定めることにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、徘徊高齢者を在宅で介護する者の身体的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者の介護者とする。

- (1) 区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、認知症による徘徊のため、事業の利用が必要と認められる者
- (2) 40歳以上65歳未満の者で介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による特定疾病を有する者
- (3) その他区長が特に必要と認める者

(委託)

第3条 区長は、事業の実施について、民間等の事業者（以下「業者」という。）に業務を委託することができる。

2 区長は、前項に規定する業者の選定に当たっては、良質かつ適切なサービスが確保できるよう、業務内容を十分勘案して選定を行うものとする。

(申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、認知症徘徊高齢者探索サービス事業利用申請書（[別記第1号様式](#)）により区長に申請しなければならない。

(決定)

第5条 区長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、事業の利用の可否を決定する。

2 区長は、前項により利用を決定したときは、認知症徘徊高齢者探索サービス事業決定通知書（[別記第2号様式](#)。以下「利用決定通知書」という。）及び認知症徘徊高齢者探索サービス利用券・受領書（[別記第3号様式](#)。以下「利用券等」という。）を申請者に、認知症徘徊高齢者探索サービス事業委託決定通知書（[別記第4号様式](#)）を業者に、それぞれ交付する。

3 区長は、第1項により申請を却下することを決定したときは、認知症徘徊高齢者探索サービス事業却下通知書（[別記第5号様式](#)）を申請者に交付する。

(利用者負担)

第6条 利用決定通知書を交付された申請者（以下「利用者」という。）は、事業の月額利用料の1/3（10円未満の端数は切り捨てる。）を、直接業者に負担する。

2 前項の規定にかかわらず、事業の月額利用料が、健康生きがい部長の定める基準額（以下「基準額」という。）を超えるときは、利用者が負担する額は、基準額を超える額と基準額の

1 / 3に相当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）を合わせた額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、徘徊高齢者又は利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）による支援給付を受給しているときは、区長は、基準額の1 / 3に相当する負担額を免除することができる。

4 第1項又は第2項に規定する利用者負担（以下「利用者負担」という。）の対象期間は、探索機の搬入があり、探索が可能になった月の翌月から第10条により取消しをした月までとする。

5 探索機の搬入を受けた利用者は、業者に利用券等を提出し、業者が指定する方法で利用者負担を支払う。

（公費負担）

第7条 区長は、事業の実施に係る登録料及び月額利用料の合計額から前条第1項又は第2項の規定により利用者が負担する月額利用料を控除した額を業者に支払う。

（探索機の管理）

第8条 探索機の搬入を受けた利用者は、探索機を本事業の目的に沿って、適切な管理のもとで使用しなければならない。

2 探索機の紛失、破損等に係る費用は、利用者が実費弁償する。

（届出）

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認知症徘徊高齢者探索サービス事業異動（変更・消滅）届（[別記第6号様式](#)）により、区長に届け出なければならない。

- (1) 利用者又は徘徊高齢者の住所が変わったとき。
- (2) 徘徊高齢者が死亡したとき。
- (3) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (4) 徘徊高齢者が老人福祉施設等の施設に入所したとき。
- (5) 徘徊高齢者に2か月以上の長期入院が見込まれるとき。
- (6) 探索サービスを辞退するとき。
- (7) 徘徊高齢者又は利用者が生活保護法による保護及び中国残留邦人法による支援給付の受給を開始又は廃止したとき。

2 区長は、前項第1号及び第7号により利用内容を変更するときは、徘徊高齢者探索サービス変更通知書（[別記第7号様式](#)）を利用者及び業者に交付する。

（利用決定の取消し）

第10条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 徘徊高齢者が老人福祉施設等の施設に入所したとき。
- (3) 徘徊高齢者に2月以上の長期入院が見込まれるとき。
- (4) 虚偽の申請によって探索サービスの利用を受けたとき。

- (5) 探索機を本事業の目的以外のために使用しているとき。
 - (6) 利用者負担の滞納があったとき。
 - (7) 辞退の届け出があったとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により利用決定の取消しをするときは、認知症徘徊高齢者探索サービス資格喪失通知書（[別記第8号様式](#)）を利用者及び業者に交付する。

（委任）

第11条 この要綱に定めのない事項については、別途健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年12月28日 区長決定）

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区認知症徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

認知症徘徊高齢者探索サービス事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

ふりがな
申請者 氏 名

住 所 町 丁目 番 号
電 話 ()

下記のとおり申請します。

本人	ふりがな 氏 名				生年月日	年 月 日
					電 話	
	住 所	板橋区	町	丁目	番	号
現在の状況	1 専門医への受診状況（無・有 病院名） 2 介護認定（無・自立・要支援・要介護） 3 生活保護・中国残留邦人法による支援給付（無・有） 4 徘徊歴 年 月頃から 5 徘徊の状況 6 ペースメーカーの利用（無・有） 7 現在の対応					
同居人の状況	氏 名	続 柄	年 齢	特 記 事 項		
利用者	ふりがな 氏 名				生年月日	年 月 日
					電 話	
	住 所		町	丁目	番	号
	本人との関係				生活保護・中国残留邦人等支援給付 (有 ・ 無)	
申請に当たり、生活保護及び中国残留邦人法による支援給付状況、介護認定状況を確認することについて、同意します。						

東京都板橋区長

様

認知症徘徊高齢者探索サービス事業 決定通知書

認知症徘徊高齢者探索サービスの利用について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

1 決定番号	第 号	2 決定日	年 月 日
3 本人	氏 名		
	住 所		
4 利用者	(本人との続柄)		
5 決定内容	貸 与 機 器		
	利 用 料 (月額)		円
	利用者負担金 (月額)		円
	公費負担金 (月額)		円
6 委託業者	TEL		

- 【備考】①機器を受領した翌月より、利用者負担金が発生します。
②登録料7,350円は、区が全額負担しております。
③機器は貸与ですので、紛失・破損した場合は利用者に負担していただきます。

東京都板橋区長

認知症徘徊高齢者探索サービス事業 利用券・受領書

下欄のとおりサービスの提供をいたします。

1 決定番号	第 号	2 決定日	年 月 日
3 本人	氏 名		
	住 所		
4 利用者	(本人との続柄)		
5 決定内容	貸 与 機 器		
	利 用 料 (月額)		円
	利用者負担金 (月額)		円
	公 費 負 担 金 (月額)		円
6 委託業者	TEL		

- 【備考】①機器を受領した翌月より、利用者負担金が発生します。
 ②登録料7,350円は、区が全額負担しております。
 ③機器は貸与ですので、紛失・破損した場合は利用者に負担していただきます。

年 月 日

上記サービスの機器を受領しました。

氏 名 印
(本人との続柄)

..... (以下記入不要)

委託業者 記入欄	利用開始日 年 月 日	委託業者 印
	* * * * * * * *	
区記入欄	確 認 日	確 認 者 印
	年 月 日	確 認 者 印

東京都板橋区長

様

認知症徘徊高齢者探索サービス事業 委託決定通知書

認知症徘徊高齢者探索サービスの利用について、
貴社に委託することを下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定番号	第 号	2 決定日	年 月 日
3 本人	氏 名		
	住 所		
4 利用者	(本人との続柄)		
5 決定内容	貸 与 機 器		
	利 用 料 (月額)	円	
	利用者負担金 (月額)	円	
	公費負担金 (月額)	円	
6 委託業者	TEL		

【備考】

東京都板橋区長

様

認知症徘徊高齢者探索サービス事業 却下通知書

認知症徘徊高齢者探索サービスの利用について、
下記のとおり却下と決定しましたので通知します。

記

本 人	住 所	
	氏 名	
決 定 日	年 月 日	
却下理由等		

【備考】

認知症徘徊高齢者探索サービス事業異動（変更・消滅）届

年 月 日

（宛先）板橋区長

届出人 住所 町 丁目 番 号
（申請者）電話 （ ）

氏 名

本人との続柄（ ）

徘徊高齢者探索サービスについて、（申請の内容が変更になった・資格がなくなった）ので、届け出ます。

記

該当する□に、レ印をつけてください。

本 人	住 所	板橋区 町 丁目 番 号		
	氏 名			
変更	<input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 利用者 <input type="checkbox"/> その他	変 更 前	変 更 後	
消滅	<input type="checkbox"/> 資 格 の 消 滅	<input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> 板橋区の住民でなくなった <input type="checkbox"/> 辞退する <input type="checkbox"/> その他要件に該当しなくなった (具体的に)		
事由				
異動が生じた 年 月 日		年 月 日		

様

板橋区長

徘徊高齢者探索サービス変更通知書

徘徊高齢者探索サービスについて、下記のとおり変更いたしましたので通知します。

記

決 定 番 号	第 号		
本 人	住 所	板橋区	町 丁目 番 号
	氏 名		
変更年月日	年 月 日		
変 更 理 由			

東京都板橋区長

様

認知症徘徊高齢者探索サービス事業 資格喪失通知書

認知症徘徊高齢者探索サービスの利用について、
下記のとおり資格が喪失しましたので通知します。

記

本 人	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号	第	号
喪 失 日		年 月 日
喪失理由等		

【備考】